

岡部・山口法律事務所

〒104-0033
東京都中央区新川1-5-17
エイハ新川5階

TEL: (03) 3555-7931
FAX: (03) 3555-7934
E-mail: hoklawj@olo.gr.jp
URL: <http://www.olo.gr.jp>

平成27年9月2日

法務省法制審議会 御中

国際海上物品運送法と高価品特則

弁護士 山口 修 司



国際海上物品運送法 20 条 2 項は、商法 578 条の高価品特則免責を準用している。

国際海上物品運送法には、同法 13 条 1 項に運送人の責任制限の規定が存在し、運送人は、1 包または 1 単位あたり 666.67SDR、あるいは滅失、損傷または延着にかかる運送品の総重量について 1 キログラムあたり 2 SDR を乗じた金額のいずれか高い方に制限されている。

その結果、国際海上物品運送人は、責任制限額の規定が存在しない国内運送と違い、仮に高価品が積載されていたとしても、運送人はその責任を制限できる。

そのため、高価品の特則は、国際海上運送については必要ないのではないかという考え方がある。

一般に、国際海上運送においては、インボイス等が発行されているため、貨物の価格が国内運送より、信用力の高い証拠書類により立証が容易になされる。しかし、船荷証券の発行が国際海上物品運送法適用の条件となっていないため船荷証券や海上運送状が発行されない国際海上物品運送が存在し、その場合、貨物の明細が必ずしも明らかでない場合がある。また、一般には海上保険が海上運送貨物に付保されているが、例外的に、海上保険を付保できないような中古品である高価品の場合、真贋不明で評価が非常に難しい美術品あるいは骨董の場合、引っ越し貨物で商品価値は存在しないが使用価値が存在するものや事前申告のない高価品が混在する場合、真空梱包が施された精密機械類は万一事故が発生した後に、保険会社から運送人に対して代位求償されて初めて運送人が貨物の価格を知ることが多々あることなど、責任制限金額以上の価値あるいは損害があるかないか判然としないものが存在する。そのような場合、国際海上運送人としては、高価品特則による免責を主張する必要がある。